

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
有限会社岡設備設計	徳島県徳島市南矢三町 3 - 5 - 1 5

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 1 1 月 1 4 日 から 令和 8 年 2 月 1 3 日 まで（3 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

（有）岡設備設計は、当局営繕部が発注した「令和 7 年度 徳島運輸支局設備改修工事監理業務」の落札者となったにもかかわらず、当該業務に管理技術者を配置できなかったため、契約を辞退したものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 5 号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 5 号に該当する。

指名停止措置要領 別表第 2

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先（○主な問い合わせ先）

四国地方整備局 総務部契約課 0 8 7 - 8 1 1 - 8 3 0 3（直通）

契約課長 山本 隆

○課長補佐 瀬川 晋士